三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五一号）（財務省）

1　酒類製造者等が遵守すべき基準を定めることができる酒類の表示に関する事項について、所要の規定の整理を行うこととした。（第八条の四関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

---

**◇輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五二号）（財務省）

1　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律及び国税通則法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第三条、第五条、第六条の二及び第二九条の二関係）

2　この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和四年四月一日から施行することとした。

---

**◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一五三号）（財務省）

1　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を、単式蒸留焼酎については令和一四年五月一四日まで、単式蒸留焼酎以外の酒類については令和八年九月三〇日まで延長することとした。（第七二条及び第七三条関係）

㈠　単式蒸留焼酎の軽減割合について、その年度の開始前一年間における沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用を受けた単式蒸留焼酎（以下「前年度特例適用単式蒸留焼酎」という。）の移出数量が二〇〇キロリットルを超えず、三〇〇キロリットル以下の場合にあっては、令和六年五月一五日から令和八年五月一四日までの間は一〇〇分の三〇、令和八年五月一五日から令和一一年五月一四日までの間は一〇〇分の二〇、令和一一年五月一五日以後は一〇〇分の一〇とし、前年度特例適用単式蒸留焼酎が一、三〇〇キロリットルを超える場合にあっては、令和六年五月一五日から令和八年五月一四日までの間は一〇〇分の二五、令和八年五月一五日から令和一一年五月一四日までの間は一〇〇分の一五、令和一一年五月一五日以後は一〇〇分の五とする。

㈡　単式蒸留焼酎以外の酒類の軽減割合について、令和五年一〇月一日以後は一〇〇分の一五とする。

㈢　軽減割合の変更の日前に酒類の製造場から免税で移出された酒類について、一定の場合に適用される税額の特例を定める。

2　次に掲げる沖縄の揮発油に係る特例措置の適用期限を二年延長することとした。

㈠　揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（第七四条関係）

㈡　揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例措置（第七四条の二関係）

3　酒税の手持品課税等に係る規定の整備を行うこととした。（第八九条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

---

**◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五四号）（財務省）

1　非居住者に係る金融口座情報の報告制度について、報告金融機関等の範囲に海外投資家等特例業務届出者及び移行期間特例業務届出者等を加えることとした。（第六条の七関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

---

**◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五五号）（財務省）

1　その年の一二月三一日においてその価額の合計額が一〇億円以上の財産を有する一定の居住者が提出すべき財産債務調書に記載すべき財産の所在、価額の決定方法等の細目を定めることとした。（第一二条の二関係）

2　この政令は、令和五年一月一日から施行することとした。

---

**◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五六号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

---

**◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令**（政令第一五七号）（財務省）

一　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正関係

1　被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例における債務処理計画に一定の債務免除等について定められていることとの要件について、債務処理計画に産業復興機構の組合財産である債権につき当該産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等が債務免除等をすることが定められている場合には、その要件を満たすものとすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第一四条の三関係）

2　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例等について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第一五条及び第一五条の二関係）

3　再投資等準備金制度について、本制度の適用を受ける場合の租税特別措置法施行令の規定による特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例における通算前所得金額の計算方法を定めることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第一八条の三関係）

4　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に昭和五七年一月一日以後に建築された住宅用家屋を加えることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二九条の二関係）

二　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一六条の規定による改正前の租税特別措置法等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第一八条の四、第一八条の五、第一九条、第二二条の四、第二三条の四、第二三条の五及び第二四条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

---

**◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一五八号）（財務省）

1　復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例等について、所要の規定の整理を行うこととした。（第一〇条及び第一三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和五年一〇月一日から施行することとした。

---